

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県神戸市西区伊川谷町 布施畑字大阪谷 1073 番 及び字柏木谷 1085 番 2	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 27 年 4 月	3	10	・平成 26 年 10 月 28 日から処理実施
		平成 27 年 5 月	1	11	
		平成 27 年 6 月	4	15	
		平成 27 年 7 月	2	17	・平成 27 年 7 月 17 日処理完了
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 27 年 5 月 25 日	平成 27 年 6 月 15 日	0.0000034	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.000011	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 27 年 5 月 25 ～26 日	平成 27 年 6 月 15 日	0.00051	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.020	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

